

調べて納得!!

～条文を確認しながら理解する～

確定拠出年金講座

2019 年度版「確定拠出年金関連法令条文集」（きんざい）対応

この講座は、確定拠出年金制度の内容が法令等でどのように定められているのかを、条文を確認しながら説明する講座です。そのまま読み進めても理解しやすい構成になっていますが、「確定拠出年金関連法令条文集（以下「条文集」）」（きんざい）で対応箇所を確認しながら学習すると、より理解が深まります。今回のテーマは「投資教育」です。

第 30 講 「投資教育」

（確定拠出年金法第 22 条 2019 年度版条文集 P58 ほか）

確定拠出年金における、いわゆる「投資教育」とは、加入者等の運用の指図に資するために行われる、資産の運用に関する基礎的な資料の提供その他の必要な措置のことです。投資教育に関する規定としては、確定拠出年金法第 22 条（事業主の責務）があり、このほかに法令解釈第 3（資産の運用に関する情報提供（いわゆる投資教育）に関する事項）に、具体的な内容が記載されています。まず、確定拠出年金法第 22 条を見てみましょう。

確定拠出年金法第 22 条は、事業主の責務の内容として投資教育が記載されている規定です。

第 1 項には、事業主の責務として、継続的に投資教育を実施することが定められています。従来は、努力義務の範囲は加入時の投資教育に留まり、加入後の継続的な投資教育は配慮義務とされていましたが、2018 年 5 月 1 日より、継続投資教育も含めて投資教育が努力義務となりました。

第 2 項は、投資教育を行う際の配慮として、加入者等の資産の運用に関する知識を向上させ、運用の指図に有効に活用できるようにすることが求められています。

なお、法令解釈第 3.1 にあるように、投資教育は、運営管理機関や企業年金連合会等に委託することができますが、実施義務を負うのは条文の通り事業主となります。これに対し個人型年金では、確定拠出年金法第 73 条（企業型年金に係る規定の準用）により、国民年金基金連合会が実施義務を負います。

また、前述のように、投資教育とは、加入者の運用の指図に資するための「資産の運用に関する情報提供」のことですが、これとは別に確定拠出年金法第 24 条には「運用の方法に係る情報の提供」という規定もあるので混同しないように留意しましょう。「運用の方法に係る情報の提供」は、後述するいわゆる投資教育の内容とは異なり、提示した個別の運用の方法の内容に関する情報を提供するもので、運用の方法を提示した運営管理機関等が提供義務を負います。

次に、法令解釈で投資教育の具体的な内容について見てみましょう。

法令解釈第 3.1 は投資教育の基本的な考え方に関する記載です。主な内容としては、①投資教育の実施義務を負う事業主、国民年金基金連合会に加え、委託を受けて投資教育を実施する運営管理機関、企業年金連合会等は極めて重い責務を負うこと、②従業員等が加入者等となる時点において投資教育が行われているように努める必要があること、③加入者等の利益が図られるように投資教育を実施する必要があること、があげられます。

法令解釈第 3.2 は、加入時の投資教育と加入後の投資教育の性格の違いに着目した留意事項に関する記載です。加入時の投資教育は、実際に運用の指図を経験していないことから、基礎的な事項を中心に行うことが効果的であるとされています。例えば、確定拠出年金制度における運用の指図の意味を理解すること、具体的な資産の配分が自らできること及び運用による収益状況の把握ができることを主たる目的としたものが求められます。一方、加入後の継続

的な投資教育では、基礎的な事項が習得できていない者への再教育の機会としての役割に加え、実際に運用の指図を経験していることから、運用の実績データ等を活用したより実践的な教育の機会としての役割も担います。これにより、加入前の段階では理解が難しい金融商品の特徴等についても、効果的に知識を習得できることが期待されます。

法令解釈第3.3は、投資教育の具体的な内容に関する記載です。内容は多岐にわたりますが、大きく分けると、①確定拠出年金制度の具体的な内容（公的年金制度の概要を含む）、②金融商品の仕組みと特徴、③資産の運用の基礎知識、④確定拠出年金制度を含めた老後の生活設計、の4分野に分けられます（詳細は、法令解釈の該当箇所（条文集ではP61～）参照）。

なお、実際に投資教育を行う際は、加入時及び加入後の投資教育の目的、性格等に応じて、これらの配分に配慮することや、加入者等の知識及び経験等に応じた内容とすることが求められます。そのために、運営管理機関は、制度の運用の実態等に関する定期的な把握・分析を行い、事業主に情報提供することや、必要に応じて投資教育に関する助言をするように努めることとされています。また、投資教育実施後にアンケート調査等を行い、投資教育の効果の達成状況を把握することも事業主には求められます。

法令解釈第3.4は、情報提供の方法（投資教育の実施方法）に関する記載です。実施方法としては、資料やビデオの配布、説明会の開催などがあり、加入者等の知識及び経験等に応じて最適な方法で行うことが求められます。この点、事業主には、加入者等がその内容を理解できるように投資教育を行う責務があるため、一方的に情報を提供しただけでは責務を果たしたとはいえ、加入者等からの質問や照会等には速やかに対応しなければなりません。

また、運営管理機関等に投資教育を委託する場合は、事業主は、その内容、方法、実施後の運用の実態、問題点等の投資教育の実施状況を把握するように努めなければなりません。

法令解釈第3.5は、投資教育と特定の運用の方法の勧奨行為との関係に関する記載です。事業主や運営管理機関は、加入者等に特定の運用の方法を勧めることが禁止されていますが（第23講、第25講参照）、法令解釈に則って適切に行われた投資教育は当該禁止行為には該当しません。例えば、価格変動リスク又は為替リスクが高い株式等のリスクの内容について十分に説明した上で、これらの商品を含む複数の運用プランを提示することが認められます。

投資教育については、具体的な内容は法令解釈に委ねられ、その分量も多いので、一度法令解釈で確認しておくといでしょう。

次回は、「運用の方法に係る情報の提供」です。

※記載内容は2019年7月1日現在の法令に基づくものです。